

# 神栖市地域公共交通網形成計画-概要版-

平成 28 年 3 月

## 1. 本計画策定の趣旨

市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な公共交通体系を構築するため、公共交通政策のマスタープランとなる計画を策定する。

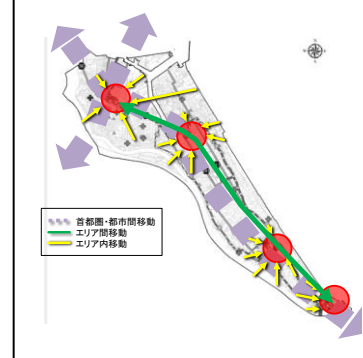
## 2. 地域が目指すべき将来像

### ■ 将来都市像：

総合計画：市民とともに作る“躍進する中核都市”かみす

都市計画マスタープラン：人 自然 産業が織りなす 共創都市 かみす

(エリア内外の移動のイメージ)



## 3. 基本的な考え方

- (1) 南北軸と各生活エリア内交通の組み合わせによる公共交通網の形成
- (2) 高齢化の進展を視野に入れた公共交通手段の確保
- (3) 市民協働による公共交通の維持

## 4. 基本目標と方向性・施策体系

**基本目標1**  
市民ニーズに  
合った  
公共交通網の  
形成

- 方向性**
1. 生活エリア内の円滑な移動
  2. 市内エリア間の移動手段の強化(南北軸の強化)
  3. 各交通機関間の乗継の充実
  4. 市外との交通アクセスの充実

- 施策**
- 施策 1：デマンドタクシーの運行・改善
  - 施策 2：路線バスの維持・利便性向上
  - 施策 3：タクシーの有効活用
  - 施策 4：エリア間・エリア外との新たな交通手段の検討
  - 施策 5：市内各交通機関間の乗継利便性の向上
  - 施策 6：高速バスの利便性向上

**基本目標2**  
多様な方法による  
持続可能な移動  
手段の確保

- 方向性**
1. 福祉施策を通じた移動手段の確保
  2. 多様な主体による交通手段の提供

- 施策**
- 施策 7：福祉施策を通じた移動手段の確保
  - 施策 8：多様な主体による交通手段の提供

**基本目標3** 公共  
交通を積極的に  
利用する市民意  
識の醸成

- 方向性**
1. 公共交通に関する積極的な情報発信
  2. 市民が主体的に公共交通を利用するためのモビリティマネジメント
  3. ともに公共交通を支える市民意識の醸成

- 施策**
- 施策 9：公共交通に関する積極的な情報発信
  - 施策10：市民が主体的に公共交通を利用するためのモビリティマネジメント
  - 施策11：ともに公共交通を支える市民意識の醸成

## 5. 目標を達成するための施策

### 基本目標1 市民ニーズに合った公共交通網の形成

基本目標1は、地域公共交通網の形成を行うための目標である。地域公共交通網の体系を踏まえ、以下の方向性で事業を立案・実施する。

<p><b>●施策1：デマンドタクシーの運行・改善</b></p> <p>利便性向上に向けた運行方法の見直しを検討する。</p> <p><b>【具体的な事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性向上に向けた運行方法等の見直し検討</li> <li>・乗降場所及び乗降場所登録基準の見直し検討</li> <li>・混雑時間帯の乗車制限解消策の検討</li> </ul>	<p><b>実施主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化協議会</li> <li>・タクシー事業者</li> </ul>
<p><b>●施策2：路線バスの維持・利便性向上</b></p> <p>路線バスの維持・利便性向上のため、社会実験を含めた各検討を行うとともに、利用促進策等を積極的に行う。</p> <p><b>【具体的な事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスの維持</li> <li>・路線の再検討</li> <li>・利便性の向上</li> <li>・利用促進策の実施</li> </ul>	<p><b>実施主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化協議会</li> <li>・路線バス事業者</li> </ul>
<p><b>●施策3：タクシーの有効活用</b></p> <p>タクシー事業の維持確保を図るとともに、これまで以上に市民が利用しやすい環境を検討していく。</p> <p><b>【具体的な事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閑散時間帯における運賃引き下げの検討</li> <li>・タクシーと他の公共交通機関との乗継地点等での乗継利便性向上の検討</li> </ul>	<p><b>実施主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化協議会</li> <li>・タクシー事業者</li> </ul>
<p><b>●施策4：エリア間・エリア外との新たな交通手段の検討</b></p> <p>市内の各エリアを連結する新たなコミュニティバスの可能性について検討を行う。また、市内施設と千葉県側の駅とを結ぶ交通手段についても検討を行う。</p> <p><b>【具体的な事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの可能性の検討</li> <li>・千葉県側の鉄道駅までの交通手段の検討</li> </ul>	<p><b>実施主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化協議会</li> </ul>
<p><b>●施策5：市内各交通機関間の乗継利便性の向上</b></p> <p>市内の交通利便性を高めるため、各交通機関の連携を促進し、乗継の利便性を向上させる。また、バス停が遠く路線バスを利用しにくい地域においては、サイクルアンドバスライドについても検討を行う。</p> <p><b>【具体的な事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗継利便性の向上のため、乗継場所の整備の検討</li> <li>・サイクルアンドバスライドの実施等についての検討</li> <li>・乗継割引券など利用しやすい料金制度の検討</li> </ul>	<p><b>実施主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖市</li> <li>・路線バス事業者</li> <li>・活性化協議会</li> </ul>
<p><b>●施策6：高速バスの利便性向上</b></p> <p>利用者ニーズにあうよう、運行事業者と協議し、利便性の向上に取り組むとともに、高速バス利用方法についての周知を行う。</p> <p><b>【具体的な事業内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性向上に向けた運行事業者との協議</li> <li>・高速バス利用方法の住民への周知</li> </ul>	<p><b>実施主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化協議会</li> <li>・高速バス事業者</li> </ul>

## 基本目標 2 多様な方法による持続可能な移動手段の確保

基本目標 2 は、主に公共交通を必要とする高齢者の視点に立ち、福祉施策との連携を通じて、移動手段を確保するとともに、自治体や交通事業者だけでは維持し続けることが難しい地域公共交通を、多様な主体が関わり、持続可能なものとするための目標である。

●施策 7：福祉施策を通じた移動手段の確保	実施主体
<p>現在行われている「福祉バス」や「福祉タクシー」等のサービスは、自動車免許を保有しない人達にとって貴重な移動手段となっていることから、引き続き制度の維持を図る。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉バス・福祉タクシー等福祉施策として行う移動サービスの継続運営</li> <li>・福祉施策と公共交通の連携強化及び対象者の見直しの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖市</li> <li>・路線バス事業者</li> <li>・NPO 法人等</li> </ul>
●施策 8：多様な主体による交通手段の提供	実施主体
<p>地域との連携による移動サービスの提供を一層進めていく。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との連携による高齢者移動サービスの促進</li> <li>・商業施設、医療機関の送迎無料バスとの連携の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖市</li> <li>・NPO 法人等住民団体 等</li> </ul>

## 基本目標 3 公共交通を積極的に利用する市民意識の醸成

基本目標 3 は、新たに形成する地域公共交通網を、市民等が最大限に活用し、それによって維持・活性化を果たすために、市民意識の醸成を図るための目標である。

●施策 9：公共交通に関する積極的な情報発信	実施主体
<p>地域公共交通の促進を図るため、路線バスやデマンドタクシーの利用方法を様々な媒体に掲載するなど、市民に対し、一層の情報提供を図る。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙を活用した情報提供</li> <li>・総合時刻表パンフレットの作成</li> <li>・神栖市公共交通総合 web サイトの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化協議会</li> <li>・神栖市</li> <li>・交通事業者 等</li> </ul>
●施策 10：市民が主体的に公共交通を利用するためのモビリティマネジメント	実施主体
<p>地域公共交通を理解し、利用するきっかけを作る各種のモビリティマネジメント施策を実施する。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進キャンペーンの実施</li> <li>・小学生向けバス出前講座の開催</li> <li>・バスお試し乗車券の配付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化協議会</li> <li>・神栖市</li> <li>・交通事業者 等</li> </ul>
●施策 11：ともに公共交通を支える市民意識の醸成	実施主体
<p>公共交通は行政事業者だけではなく、地域が一丸となって確保維持に努めることが重要であるため、市民が関わる取組を推進する。</p> <p>【具体的な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民モニター評価制度の導入の検討</li> <li>・定期的な住民との意見交換</li> <li>・公共交通に係る市補助金支出額等の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活性化協議会</li> <li>・神栖市</li> <li>・交通事業者 等</li> </ul>

## 6. 計画の範囲

神栖市（必要に応じて近接自治体との連携を行う）

## 7. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

## 8. 計画の評価

評価は、PDCA サイクルを構築し、毎年度行うこととし、5年後の評価検証により、次期計画の必要性等を判断する。

## 9. 工程表

施策	主な実施時期				
	H28	H29	H30	H31	H32
基本目標1 市民ニーズに合った公共交通網の形成					
施策1：デマンドタクシーの運行・改善	→	————→	————→	————→	————→
施策2：路線バスの維持・利便性向上	-----→	-----→	-----→	————→	————→
施策3：タクシーの有効活用	-----→	-----→	-----→	————→	————→
施策4：エリア間・エリア外との新たな交通手段の検討	-----→	-----→	-----→	-----→	-----→
施策5：市内各交通機関間の乗継利便性の向上	-----→	-----→	-----→	————→	————→
施策6：高速バスの利便性向上	-----→	-----→	-----→	————→	————→
基本目標2 多様な方法による持続可能な移動手手段の確保					
施策7：福祉バス及び福祉タクシーの維持	————→	————→	————→	————→	————→
施策8：地域連携による移動サービスの提供	————→	————→	————→	————→	————→
基本目標3 公共交通を積極的に利用する市民意識の醸成					
施策9：公共交通に関する積極的な情報発信	-----→	-----→	-----→	————→	————→
施策10：市民が主体的に公共交通を利用するためのモビリティマネジメント	-----→	-----→	-----→	————→	————→
施策11：ともに公共交通を支える市民意識の醸成	-----→	-----→	-----→	————→	————→

【凡例】 -----→ 検討      —————→ 実施